



令和8年度 恩納村特別支援教育就学奨励費申請のお知らせ

恩納村教育委員会 学校教育課 TEL: 098-966-1209



恩納村では、小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒がいる保護者等に対して、学用品(ノート・鉛筆など)等の一部を補助する制度があります。

1) 対象となる方

- ① 恩納村に住所があり、恩納村立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- ② 学校教育施行令第22条の3(※)に該当すると判定された普通学級に在籍する児童生徒の保護者
(※視聴覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱などの疾患のある方)

★就学援助費受給世帯は対象外です。

★世帯収入によって支給条件が変わります。

2) 提出書類

- ① 恩納村特別支援教育就学奨励費申請書(兼同意書)
申請書上で「教育委員会が住民記録情報・所得情報を確認することに同意する」を選択された方は、下記③及び④の提出は不要です。(※令和8年1月1日時点で恩納村に住所登録のない方を除く)
- ② 通帳またはキャッシュカードの写し
- ③ 住民票謄本
- ④ 令和7年度所得課税証明書(同世帯18歳以上の方全員。16歳以上で収入があれば提出して下さい)

※辞退する方は辞退届を提出してください

3) 提出期限・提出先

令和8年7月31日(金) 学校または教育委員会まで

※期限が過ぎてからの申請は、翌月認定となります。

～特別支援教育就学奨励費 補助費目一覧(年額)～

支給費目	小学校	中学校	備考
学用品・通学用品費 (1～6年生)	実費の1/2 (上限5,820円)	実費の1/2 (上限11,370円)	購入した物の 領収書が必要です。
新入学児童生徒学用品・ 通学用品費(1年生) ※年度当初より認定の場合	実費の1/2 (上限28,530円)	実費の1/2 (上限31,500円)	
校外活動費(全学年)	実費の1/2 (上限800円)	実費の1/2 (上限1,155円)	交通費及び見学費
修学旅行費(該当学年)	実費の1/2 (上限10,790円)	実費の1/2 (上限28,860円)	修学旅行費に必要な交通費等
交流学习に要する交通費	実費	実費	
オンライン学習通信費	実費の1/2 (1世帯につき上限 7,000円)	実費の1/2 (1世帯につき上限 7,000円)	オンライン学習の通信費に要 した金額が記載されている 領収書が必要です。

※上記の支給費目は世帯の収入状況に応じて異なります(上記の表は最も支給費目が多い場合です。)

新入学児童生徒学用品・通学用品 …… ランドセル、カバン、通学用靴、通学用服、制服、雨傘、上履き等

学用品費・通学用品費 …… 副教材、ノート、えんぴつ、運動用靴、雨傘、上履き等

オンライン学習通信費 …… タブレット端末持ち帰りの際に、オンライン学習のための通信に要した経

